

労働保険保険料及び事務組合手数料について

この度は一人親方等の労働保険についてお問い合わせを頂き、有難うございます。
御参考までに、一人親方の労働保険料をお知らせいたします。下記の通りとなりますので、ご検討下さいますよう、お願い申し上げます。

記

◎労働者を使わない方 【一人親方労災】

1	3,500 円	1,277 × 18	22,986 円
2	4,000 円	1,460 × 18	26,280 円
3	5,000 円	1,825 × 18	32,850 円
4	6,000 円	2,190 × 18	39,420 円
5	7,000 円	2,555 × 18	45,990 円
6	8,000 円	2,920 × 18	52,560 円
7	9,000 円	3,285 × 18	59,130 円
8	10,000 円	3,650 × 18	65,700 円
9	12,000 円	4,380 × 18	78,840 円
10	14,000 円	5,110 × 18	91,980 円
11	16,000 円	5,840 × 18	105,120 円
12	18,000 円	6,570 × 18	118,260 円
13	20,000 円	7,300 × 18	131,400 円
14	22,000 円	8,030 × 18	144,540 円
15	24,000 円	8,760 × 18	157,680 円
16	25,000 円	9,125 × 18	164,250 円

上記の表の **1～16 に各々3,000 円（事務手数料）を加えた額が、年間保険料**となります。
年度は4月1日から3月31日までで、途中加入及び脱退は、保険料のみ月割り計算となります。

給付基礎日額の変更をご希望の場合は、年度更新時にのみ変更が可能となりますので、3月末日までにご連絡をお願い致します。なお、4月1日より変更後の給付日額が適応となります。